

仕様書	仕様書番号	第 3 2 号
	作成年月日	令和 5 年 5 月 2 2 日
ゴミ回収 (事業系一般廃棄物)	作成者所属	第 1 空挺団本部第 4 科
	階級 氏名	1 尉 福嶋 貴人

1 適用範囲
この仕様書は、第 1 空挺団の訓練において発生する事業系一般廃棄物のゴミ回収について適用する。

2 コンテナ設置期間
令和 5 年 6 月 3 0 日 (金) 設置から同年 7 月 1 8 日 (火) 撤収まで

3 コンテナ設置場所
習志野駐屯地内 (体育館南側)

4 規 格

- (1) 事業系一般廃棄物 (可燃ごみ) 用 8 m³コンテナ (オープンタイプ) × 1 台
- (2) 期間中に設置したコンテナが一杯になった場合、官側から設置業者に連絡し、コンテナ交換するものとする。

5 処理方法

- (1) 作業を行うにあたり、関係法令等に基づき適正に収集運搬処理を行うものとする。
- (2) 収集・運搬に必要な器材、シート、消耗品は、業者所有のものを使用する。
- (3) 収集の作業に伴い、施設及び物品等を損傷した場合は、請負業者の責任において現状回復するものとする。

6 検 査
作業指示に当たっては官側の監督を受け、その指示に従うものとする。また、作業終了時は検査官の検査を受けるものとする。

7 その他

- (1) 本作業における一切の責任は、請負者が負うものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項又は、疑義が生じた場合は、官側の指示によるものとする。
- (3) 調整先
陸上自衛隊 第 1 空挺団本部 第 4 科 福嶋 貴人
電話：0 4 7 - 4 6 6 - 2 1 4 1 内線 2 4 6
メールアドレス abns4@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書	仕様書番号	第 3 3 号
	作成年月日	令和 5 年 5 月 2 2 日
ゴミ回収 (産業廃棄物)	作成者所属	第 1 空挺団本部第 4 科
	階級 氏名	1 尉 福嶋 貴人

1 適用範囲
この仕様書は、第 1 空挺団の訓練において発生する産業廃棄物のゴミ回収について適用する。

2 コンテナ設置期間
令和 5 年 7 月 1 9 日（水）設置から同年 7 月 2 4 日（月）撤収まで

3 コンテナ設置場所
習志野駐屯地内（体育館南側）

4 規 格

- (1) 産業廃棄物（不燃ごみ）用 8 m³コンテナ（オープンタイプ）× 1 台
- (2) 期間中に設置したコンテナが一杯になった場合、官側から設置業者に連絡し、コンテナ交換するものとする。

5 処理方法

- (1) 産業廃棄物の処理については、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」第 1 4 条第 1 項及び第 4 項の規定による許可を受けた業者が、同法に基づき適切に搬出・処分するものとする。
なお、請負業者は、産業廃棄物収集運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可書の写しを提出する。
- (2) 産業廃棄物の収集・積載終了後、官側は、マニフェスト（A 票）に記載されている産業廃棄物の種類及び数量を確認後、請負業者側からマニフェスト（B 2 票）を受領する。
- (3) 収集の作業に伴い、施設及び物品等を損傷した場合は、請負業者の責任において現状回復するものとする。

6 監督及び検査

- (1) 監督官立会のもと産業廃棄物の最終積載の確認を受ける。その際、マニフェスト（A 票）に記載されている産業廃棄物の種類及び数量を確認をする。
- (2) 産業廃棄物処理後、請負業者からマニフェスト（E 票）の受領・確認をもって役務完了とする。

7 その他

- (1) 本作業における一切の責任は、請負者が負うものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項又は、疑義が生じた場合は、官側の指示によるものとする。
- (3) 調整先
陸上自衛隊 第 1 空挺団本部 第 4 科 福嶋 貴人
電話：0 4 7 - 4 6 6 - 2 1 4 1 内線 2 4 6

仕 様 書			
役務件名	搭乗型草刈機借上役務	仕様書番号	C28
部 隊 名	習志野駐屯地業務隊管理科	作成年月日	令和5年5月24日
借上期間	令和5年6月19日(月)(08:30納入)～ 令和5年7月18日(火)(16:00引渡) (30日間)		
規 格 等	1 搭乗型草刈機 2 数量: 1台 3 刈幅範囲: 1,500mm～1,550mm 4 性能要求として、刈幅に相応する出力があること。 5 刈刃の状態は、納入時には新品を取り付け、引渡時には欠損を含む損耗した状態でよいものとする。 6 替刃として当初から付いている刃の数の半数を付属させる。 7 借上期間中のレンタル補償料込みとする。		
一般事項	本仕様書は、当役務関係者以外に貸出し、複写、回覧させてはならない。		
特記事項	1 搭乗型草刈機の納入及び引渡場所は、習志野演習場内とし事前に調整するものとする。 2 受注者は、納入前に搭乗型草刈機の点検を実施し、良好な状態で官側に引き渡すこと。 特に各部品等の損耗劣化については、交換あるいは改善した状態にすることとし、その説明を納入時に行う。合わせて納入前点検結果表等の書類を提出するものとする。 3 官側の責任によらない故障、機能的な原因又は損耗劣化による亀裂等の不具合で使用不可能となった場合は、受注者が無償で修理又は部品交換を実施するものとする。また修理等のため継続して使用できる見込みがないと監督官が判断した場合は、受注者は受注者負担により速やかに代替草刈機を貸与するものとする。更に修理、修理に係る調整及び修理品待ちに日数を要したことにより不稼働が生じた場合は受注者負担により借上期間を延長するものとする。 4 使用上の不注意等明らかに官側が原因と判断される故障、破損等については、レンタル補償を適用させるものとし、官側の負担により修理又は部品交換を実施するものとする。 5 引渡時に受注者による点検を実施し、不具合等がある場合にはその場で官側に申し出るものとする。 6 燃料は、満タン借用の満タン返しとする。 7 仕様書に記載がない事項については官側と協議するものとする。		